

社会福祉法人の公益的取組の活用について**－自立相談支援機関との連携事例の分析から－**

○ 大牟田市社会福祉協議会 前田佳宏 (8208)

キーワード：地域における公益的な取組，社会福祉法人，生活困窮者支援

1. 研究目的

社会福祉法人制度改革により，社会福祉法人の地域における公益的取組が責務化された。社会福祉法人が既存の制度では解決できない地域の課題の解決に寄与することが期待されている。そこで本研究では生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業との連携事例からどのような事例にどのような社会福祉法人の地域における公益的取組が活用されているのか，事例分析から仮説を構築することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

対象の取組は市町村レベルにおいて社会福祉法人の協議体を組織化しているA市の平成28年度の現金貸付事例とした。選定理由として，協議体の設立から1年以上を経過している協議体であって，かつ生活困窮者自立支援機関を受託している法人に事務局がある協議体を選定した。この協議体では，すべての相談を自立相談支援機関に相談し，既存の社会資源を活用した上で，協議体に依頼があるという仕組みになっている。（調査時期は平成29年6月9日）

3. 倫理的配慮

事例については特定されないよう配慮するなど，日本社会福祉学会・研究倫理指針を順守した。

4. 研究結果

現金貸付事例は対象年度に17事例であった。性別，年齢，相談時の状況，既存の社会資源等の活用，公益的取組の内容という視点から概観した。

男性15名，女性2名，年齢は平均58.8歳で34歳～88歳まで幅広い。

結果として，生活福祉資金貸付制度を活用する場合に借入の申込準備や申込から審査，審査から決定までの期間がかかるため，貸付の現金が入るまでの期間，支払を一時立て替えるという貸付が5件あった。また住居を喪失している相談者が生活保護申請をし，その入居費用が保護費から出るまでの一時立て替えの貸付が3件あった。

その他，給料支給までの生活費が2件，保護受給中の交通事故の補償費用貸付が1件，保護決定までの生活費の貸付が1件，住居を喪失した相談者の住居決定までの宿泊費用の貸付が1件，宿泊費用の貸付が1件，生活保護受給中の世帯の私立中学入学時の費用の貸付が1件，保護受給者の家賃滞納の貸付が1件，被虐待措置対応中の相談者の入院時の日

用品費及び滞納介護保険料費用の貸付が1件であった。

さらにほとんどのケースにおいて食糧支援が併用されていた。

5. 考察

自立相談支援事業のところや生活保護で相談機能を確保し、既存の社会資源等を活用した上で、迅速な支援が必要な際にのみ、現金貸付と食糧支援で対応されていた。自立相談支援機関が相談機能を担い、現金貸付や食糧支援といった、解決機能のみを社会福祉法人の公益的な取組が担っていた。

雇用保険の給付は待機期間がある場合も多く、また生活福祉資金の貸付の現金が渡るまでや、生活保護の支給日、家が決まって入居できるまでの宿泊場所の費用など、社会資源の活用の際に生じる時間的な狭間に対応されていた。

また生活保護受給者の事故の補償費用や私立中学の入学費用など、制度で対象としていない社会資源の内容の狭間にも機能していた。

しかしながら、緊急的・短期的な支援に止まっており、慢性的なニーズや具体的な関わりの支援が見られない事例であった。

生活福祉資金の生活必需品の購入の立て替えや生活保護受給日に受給する入居費用までの立て替えの費用の支援が多く見られたため、特に入居費用の事例については、一時生活支援事業の必要性が示唆されているなど、政策提言につながることも推察される。

結果として、制度活用へのアクセスの時間的な狭間に機能しているのではないかという仮説が得られた。

6. 研究の限界と今後の課題

本研究の限界として、対象としている事例が社会福祉法人の1つの協議体の事例に止まっていること、協議体の活動期間が短いこと、また自立相談支援機関と社会福祉法人の協議体の事務局が同じ法人内にある事例のみを選んでいることが挙げられる。今後は複数の事例を調査することで本研究の仮説を検証していくことが求められる。

【参考文献】

- ・ 関川芳孝(2015)「解説—社会福祉法改正が求めるもの」『月刊福祉』98(14), 12-15.
- ・ 松端克文(2016)「社会福祉法人改革と地域福祉—『地域における公益的な取組』を中心として—」『日本の地域福祉』29, 21-29.
- ・ 南友二郎(2016)「社会福祉法人による『地域における公益的な活動』に向けた協働の成立要因：滋賀の縁(えにし)創造実践センターへの質的調査から」『地域福祉研究』44, 100-110.